

とんだばやし こどもの権利 ニュース



とんだばやし
こどもの
権利条例

令和7年11月発行

Vol. 6

とんだばやしし けんりじょうれい
富田林市こどもの権利条例
の案ができました!

こどもの権利条例ってなに?

けんりじょうれい けんり まも
こどもの権利条例とは、こどもの権利を守るルール

けんりじょうれい とんだばやしし つく ほうりつ
条例とは、富田林市が作るルール(法律のようなもの)です。
とんだばやしし ひと まも とんだばやしし
富田林市のすべての人が守らないといけません。富田林市こども
の権利条例には、富田林市のみんなで「こどもの権利」を守るため
のルールを書いています。

こどもの権利ってなに?



すべてのこどもが
持っているよ!

しゅってん にんてい ほうじん
出典: 認定NPO法人 CAPセンター・JAPAN

けんり あんしん じしん じゆう まも
こどもの権利とは、こどもの安心・自信・自由を守るために、
すべてのこどもが持っている権利のことです。

こどもの権利条例の案のアンケート

けんりじょうれい あん よ
こどもの権利条例の案を読んで、
みんなが思ったことを教えてね!

アンケートは
こちら



どうして条例を作ったの?

とんだばやしし
富田林市のすべてのこどもたちが
「自分らしく、安心して、
幸せに生きることができる」
ようになるために作りました。



どうやって作ったの?

けんりじょうれい こえ
この条例は、こどもたちの声をたくさん聞
いて、こどもたちの声をもとに作りました。
●アンケート ●こどもワークショップ
●いろいろな場所で聞き取り
●こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会 など



条例には、どんなことが書かれているの?

1

すべての「こどもの権利」を守ること、
そして、とくに大切な10個の「こどもの権利」があることを書いています。

1

どのような理由でも差別されない権利

けんり
こどもであること、海外につながりがあること、
障がいがあること、性別、考え方など、
どんな違いがあっても、差別されません。

3

自分の意見や考え、気持ちを聴かれ、
表し、それが大切にされる権利

けんり
自分の意見を言うことができます。
そして、その意見が周りの人に受け止められ、
大切にされます。

5

安心して生き、育つ権利

けんり
家や学校、地域などで安心して毎日を過ごすことができ、
成長することができます。

7

休む・遊ぶ権利

けんり
ゆっくり休んだり、遊ぶことができます。

9

相談する権利

けんり
困ったときやだれかに話を聞いてほしいときに、
相談できます。

2

あらゆる暴力から守られる権利

けんり
いじめや暴力、虐待、体罰など、
あらゆる暴力から守られます。

4

自分に関わることに参加する権利

けんり
自分に関わることを決めるときに、
参加し、意見を言えます。

6

ありのままの自分で生きる権利

けんり
ひとりひとりの個性や価値観が認められ、
ありのままの自分が大切にされます。

8

学ぶ権利

けんり
自分の成長のために、学ぶことができます。

10

困ったときに助けをもらう権利

けんり
心や体が傷ついたときや、困ったときに、
助けをもらえます。



2

子どもの権利を守るときに、
大切にしないといけない4つのことを書いています。

1

子どもは、権利の主体であり、
どのような理由でも差別されずに、
ありのままの自分で
自分らしく生きることができること。

権利の主体とは、
権利を持つ人のこと！
子どもも、大人と同じように
権利を持っているんだ。



2

子どもは、
安心して生き、
育つことができること。

3

子どもは、
自分の意見を聴かれ、
表すことができ、その意見が
大切にされること。



4

子どもは、
子どもの権利を理解され、大切にされ、
子どもにとって
一番良いことを考えてもらえること。

大人は子どもの意見を
ちゃんと聴いて、子どもにとって
一番良いことを考えるよ！



3

子どもの権利を守るために、
大人がすることを書いていきます。

子どもの権利を
理解して、守る。

子どもの意見を聴き、
大切に、
子どもにとって
一番良いことを
考える。

子どもに、いじめ、
差別、虐待など
子どもの権利を
傷つけることは
しない。

子どもを
いつも見守って、
困っているときに、
助ける。

条例ができると、どうなるの？

／ こんなまちになるよ！ /

● 子どもの権利を子どもと大人にもっと伝える

● いじめや差別、虐待、
体罰みたいに、
子どもの権利が
守られていないときに、助ける

学校の先生や
市役所、地域の大人は、

みんなのことを
いつも見守っているよ。



● 子どもの意見を
大人が大切にできるようになる

● 子どもが子どもに関係することに
参加できる機会を作る

困ったときや

話を聞いてほしいときに、
みんなの話を聞いて、
解決する方法を
いっしょに考えるよ。

● 子どもが相談できる
場所を作る

これから、みんなが
気軽に相談できる
場所を作るよ！

● 子どもが安心して居場所を作る

● みんなが望む形で
学べるようにする

● 一人ひとりに
合わせた支援をする



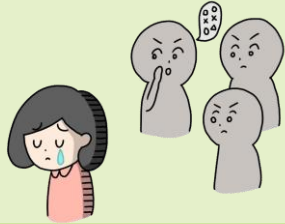
お問い合わせ先

富田林市 子ども未来部 子ども政策課

TEL: 0721-25-1000 (内線 291) FAX: 0721-24-8976

こま こんなことで困ったことは、ありませんか？

いじめにあっている



かぞく たた
家族から叩かれたり、いやなこと
い
をされたり、言われたりする



かつどう なら ごと
クラブ活動や習い事で
ぼうげん ぼうりよく う
暴言・暴力を受けている



せんせい おや はな
先生や親には話しにくいけど、このままではどうしていいかわからない。だれも気づいてくれない…。
なや でんわ
このような悩みがあったら、まよわず電話してください。

した そうだん そうだん むりょう
下の3つは、こどもが相談できるところです。(相談は無料です)

①こどものじんけん110番

でんわばんごう じかん へいじつ
電話番号:0120-007-110 時間:平日8:30~17:15

らいん そうだん
メールやLINEでも相談ができます。

URL:<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

②24時間子供SOSダイヤル

でんわばんごう じかん じかん
電話番号:0120-0-78310 時間:24時間

③チャイルドライン

でんわばんごう
電話番号:0120-99-7777

じかん まいにち がつ にち がつ か
時間:毎日16:00~21:00 ※12月29日~1月3日はのぞく

そくだん
チャットでも相談ができます。

URL:<https://childline.or.jp/>



こま なや
困ったときや悩んだときは、
ひと そうだん
まわりの人に相談してみましよう。